

平成28年(ワ)第308号 平成29年(ワ)第345号

「戦争法」強行成立損害請求事件

原告 ○ ほか32名

被告 国ほか4名

準備書面 (54)

最終準備書面 その9

日本国は、どこに行こうとしているのか

2021年2月 2日

松山地方裁判所 御中

1 日本国憲法が示した基本理念

先の忌まわしい侵略戦争などの反省に基づき、また、国際社会に復帰するために、日本国は、日本国憲法前文で、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意」し、憲法9条で、「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄」し、「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」との条文を明記した。

そして、「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」との日本国憲法の基本理念を国内外に宣言した。

この憲法制定過程の衆議院帝国憲法改正委員会(1946年6月26日)で吉田茂首相は、憲法第9条1項の答弁で次のように、「自衛権発動としての交戦権も放棄」しているとの解釈を示した。

近年の戦争は、多くの自衛権の名において戦われたのであります。満州事変また然り、大東亜戦争また然りであります。・・・ゆえに我が国においてはいかなる名目を以てしても交戦権は先ず第一、自らすすんで放棄する、放棄することによって全世界の平和の確立の基礎をなす。

また、1947年8月2日に当時の文部省は、同年5月3日に公布された日本国憲法の解説のために新制中学校1年生用社会科の教科書として発行した『あたらしい憲法のはなし』の「六 戦争の放棄」で、次のように憲法9条を説明し、「軍艦も飛行機も、およそ戦争をするためのものは、いっさいもたない」と戦力を保持することも、「自衛権発動としての交戦権も放棄」していると解釈していた。

そこでこんどの憲法では、日本の國が、けっして二度と戦争をしないように、二つのことをきめました。その一つは、兵隊も軍艦も飛行機も、およそ戦争をするためのものは、いっさいもたないということです。これからさき日本には、陸軍も海軍も空軍もないのです。これを戦力の放棄といいます。「放棄」とは「すててしまう」ということです。しかしみなさんは、けっして心ぼそく思うことはありません。日本は正しいことを、ほかの國よりさきに行ったのです。世の中に、正しいことぐらい強いものはありません。

もう一つは、よその國と争いごとがおこったとき、けっして戦争によって、相手をまかして、じぶんのいいぶんをとおそうとしないということをきめたのです。おだやかにそうだんをして、きまりをつけようとしたのです。なぜならば、いくさをしかけることは、けっきよく、じぶんの國をほろぼすようなはめになるからです。また、戦争とまでゆかずとも、國の力で、相手をおどすようなことは、いっさいしないことにきめたのです。これを戦争の放棄というのです。

2 日本国憲法が示した基本理念に反する軍事組織の自衛隊の編成

このような憲法の基本理念や憲法9条に反して、1950年の朝鮮戦争勃発時、GHQの指令に基づくポツダム政令により警察予備隊が総理府の機関として組織され、同時期、旧海軍の残存部隊は海上保安庁航路啓開本部と各管区海上保安本部航路啓開部となり、日本周辺の機雷処分を実施したほか、旧海軍軍人主導により、将来の海上防衛力の母体として独立することを視野に入れた「スモール・ネイビー」として海上警備隊が設立され、その後、海上警備隊は警備隊に再編され、各管区海上保安本部航路啓開部は航路啓開隊として警備隊に統合された。1952年8月1日には警察予備隊と警備隊を管理運営のための総理府外局として保安庁が設置された。同年10月15日、警察予備隊は保安隊に改組された。そして1954年7月1日、「自衛隊の任務、自衛隊の部隊の組織及び編成、自衛隊の行動及び権限、隊員の身分取扱等を定め

る」(自衛隊法第1条)自衛隊法が施行され、保安隊は陸上自衛隊に、警備隊は海上自衛隊に改組されたほか、新たに諸外国の空軍に相当する航空自衛隊も新設され、陸海空の各自衛隊が成立した。また同日付で防衛庁設置法も施行され、保安庁は防衛庁に改組された。(フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』参照)

2017年3月末時点では、防衛省の背広組が約2万人、制服組が約22万4千人で、国家公務員全体の約4割をしめている。2020年の『防衛白書』によれば、2020年3月31日現在、22万7千442名である。

原告準備書面(27)の30頁で、元アメリカ海兵隊員のアレン・ネルソンの『元海兵隊員の証言 戦場で心が壊れて』(新日本出版社 2006年)の次のことを引用した。

日本にとって一つの問題は、9条があるもとの、日本政府が自衛隊を保持し、海外にも派遣しているということです。自衛隊は世界有数の軍備を持っており、客観的に見て、9条が「保持しない」と言っている「戦力」にあたるのは明らかでしょう。9条がこの国の法律、憲法であるのに、守られていないということです。

これは非常におかしなことです。たとえばアメリカの憲法には、銃を持つ権利が記されています。私はこの条項に反対で、それを改定する運動にもかかわっています。しかしアメリカ社会一般には、銃を持つ権利は、アメリカの文化の一部だと受けとめられており、すごく大切にされています。そのため、私のように銃を持つことを拒否しようと考えている人間でも、それが合衆国憲法で保障されているということ自体は、尊重しなければなりません。

憲法とはそういうものです。それが日本では、政府や政治家たちがそれに反した行動をとっているのですから、私には理解できません。イギリスやフランス、アメリカなどの国で、政府が自分たちの憲法に従わなければ、そういう閣僚は逮捕され、そういう政権は覆されるでしょう。ところが、日本の政治家たちはそれを許されているのです。

自衛隊について一言だけ言うと、米軍と一緒に共同演習をすることによって、自衛隊員の訓練や考え方を、米軍が変えていっているように見えます。端的に言えば、より攻撃的な軍隊へと変えられているということであり、それはとくに最近、顕著になっています。自衛隊は日本の内外で米軍と一緒に、中東の都市での戦闘を想定した訓練や、海からの強襲上陸訓練などをするようになりました。日本を守るというより、外国に出かけていって戦争をするための演習を強めているのです。(115-116頁)

この「私には理解できません。イギリスやフランス、アメリカなどの国で、政府が自分たちの憲法に従わなければ、そういう閣僚は逮捕され、そういう政権は覆されるでしょう。」が、世界における憲法の本来の機能を示し、また、異常な日本の有り様を端的に指摘している。

3 「戦争法」による軍事費の増加による具体的な損害

自衛隊の創設による軍事費(防衛費)をめぐるのは、1976年に三木武夫内閣が、国民総生産(GNP)の1%以内におさえる方針を閣議決定したが、中曽根康弘内閣が87年度予算で「1%枠」を突破。その後は国内総生産(GDP)比1%弱で推移してきたが、安倍晋三首相(当時)は国会答弁で、「GDP1%枠というものがあるわけではなく、防衛関係費をGDPと機械的に結び付けることは適切ではない」などと述べ、枠組みにとらわれない考えをしめし、増加を続けている。

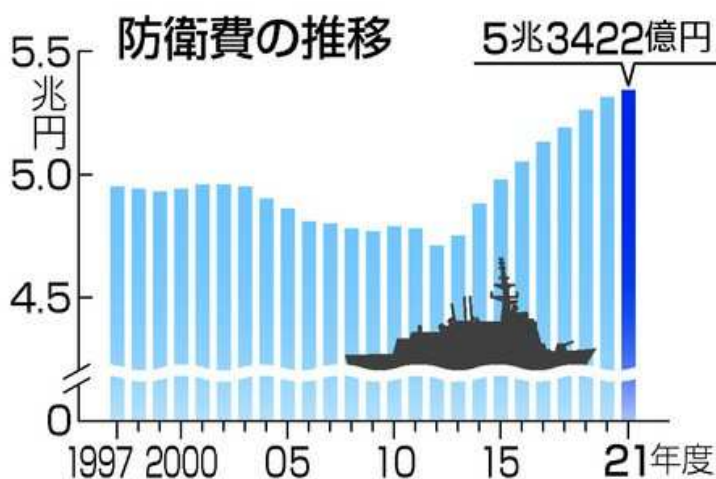
その軍事費(防衛費)は、2018年度予算案では、5兆1911億円。16年度予算で初の5兆円を突破し、4年連続で過去最高を更新し、スウェーデンのシンクタンク「ストックホルム国際平和研究所」(SIPRI)がまとめた2016年の世界の軍事費動向(米ドル換算。推定値を含む)によると、日本は上位8位で、いわゆる軍隊を持つドイツ(9位)、韓国(10位)を上回っている。

2021年度の軍事費(防衛)予算案は、「20年度当初比0.5%増の5兆3422億円。7年連続で過去最高を更新。航空自衛隊F2戦闘機の後継となる次期戦闘機の開発費として576億円を計上。35年の配備開始に向け、機体やエンジンの設計を進めるほか、米軍機との相互運用性確保に向けた研究に着手する。」という事態に至っている(時事ドットコムニュース 2020年12月21日13時38分 下図の防衛費の推移も同様)

F2後継機に576億円 防衛費、7年連続過去最高—来年度予算案

原告準備書面(23)で前田哲男(ジャーナリスト、元東京国際大学国際関係部教授、元沖縄大学客員教授、フリーランス)による「平和的生存権等損害賠償請求事件に関する意見書」(大阪地裁事件甲9号証。以下「前田意見書」という。)を援用し、本件「戦争法」による「改正自衛隊法」「重要影響事態法」「国際平和共同対処法」等により、自衛隊の

「任務・行動・武器使用権限」に根本的な変更がなされ、「専守防衛」政策が実質放棄されるとともに攻撃的な武器・装備が導入されつつある事実を解明した。その一つが、本件「戦争法」に基づく、軍事費(防衛費)の支出の増加である。それは、次のとおりである。上記の軍事費(防衛費)の推移が示すように、2014年の「集団自衛権の容認」、2015年の「戦争法」成立、2016年の同法施行に伴い、軍事費が膨らみ続け、本件「戦争法」が、軍事を押し上げていることを端的に示している。



C 「2018年度防衛予算」にみる専守防衛ばなれ

実質的な意味で「戦争法」初年度となった防衛予算の特徴は「初の5兆円超当初予算」「米国製高額兵器の大量購入」「専守防衛政策ばなれの実質化」の3点に集約できる。

兵器購入の実態

どんな兵器が購入されるのか。予算案中の「主要装備品等」をみると、

・F-35A戦闘機	6機	881億円
・新型護衛艦	2隻	964億円
・オスプレイ	4機	457億円
・滞空型無人機	1機	144億円
・空中給油機	1機	277億円
・長距離巡航ミサイル		21億円
・艦載イージス・ミサイル		440億円
・イージス・アショア設計費		7億円

これらは兵器調達リストのごく一部にすぎないが、それでも「安倍軍拡」の本領がはつきりとうかがえる。

第1は米トランプ政権への露骨な配慮である。

17年11月に来日したトランプ大統領は、安倍首相を横にした記者会見で、

「(安倍)首相はさまざまな防衛装備を米国から購入することになるでしょう。米国は世界最高の軍事装備を持っています。F-35は世界最高の戦闘機です。完全にステルス機能を持っています。

また、さまざまなミサイルを米国は製造しています。多くの(アメリカの)雇用が生まれますし、日本がもっと安全になります」

とのべた。あけっぴろげな「アメリカ・ファースト」、「バイ・アメリカン」の兵器セールスであるが、これに答えて安倍首相は、

「安全保障環境が厳しくなる中、日本の防衛力を質的・量的に拡充していかなくてはなりません。イージス艦の量・質を拡充していくため、米国からさらに購入していきます」(いずれも産経新聞2017年11月8日付)

とトランプ発言を丸呑みする態度で応じた。(準備書面(23)29-30頁)

また、原告準備書面(28)の21頁で、星野安三郎(東京学芸大学・立正大学名誉教授)の『平和的生存権序論』(証拠甲第70号証)を援用し、「恐怖と欠乏から免れて平和に生きる権利」=「平和的生存権」とは、具体的には、「兵役の義務を規定した明治憲法とそれにとまなう軍事立法の廃止」つまり、「戦争法規と軍備禁止によって、国民は、戦争目的や軍事目的のため、思想・良心・言論・表現・人身の自由や、財産権を制限侵害されること」のない社会に生きる権利であり、「兵役の義務・国防に協力する義務から解放され、人的力や物的富のすべてを、自由に豊かで平和な社会を建設するためにだけ使うことを補償された」社会に生きる権利である。また、現に戦争がなくても、戦争の不安や心配のない社会に生きる権利であり、それらが『平和的生存権』の具体的な内容と保障の論理を論証し、本件「戦争法」に基づき軍事費が増強している証拠として証拠甲71号証ないし同76号証を提出し、これらの証拠について次のように説明した。

・・・平和を欲する国民の健康で文化的な豊かな生活を保障するために使われるはずのお金が、再び、非生産的な軍備にお金を使われ続け、私たちの教育や福祉を犠牲にさせられている具体的事実(証拠甲71号証「日本の防衛費をグラフ化してみる」、証拠甲72号証「2018年度予算案・防衛費の推移」、護憲を掲げる集会が政治的中立ではないという理由で会場の使用拒否を宣告される具体的事実(証拠甲73号証「まるで戦前！「憲法を守ろう」排除の動きが続々！」)、大学では軍事研究が奨励される具体的事実(証拠甲74号証「大学での軍事研究の是非、科学者ら議論」、証拠甲75号証「軍事研究しません、京都大学が基本方針を明文化」)、交付金と引き替えに米軍基地を沖縄に押しつけ辺野古の海を土砂で埋め続ける具体的事実、このような具体的な事実の前に今が戦前だということを実感している。

このような中、12月20日に、「研究者・実務家有志一同」から、「防衛費の膨大な増加に抗議し、教育と社会保障への優先的な公的支出を求める声明」を出した。「米国製兵器の輸入拡大で防衛費が毎年増加している問題で、申惠ボン(しんへぼん)青山学院大教授(国際人権法)らが二十日、東京・丸の内の日本外国特派員協会で見会し『政府が米国などから莫大(ばくだい)な額の兵器を買い込む一方で、生活保護費や年金の切り下げ、貧弱な教育予算を放置することは、憲法の平和主義、人権保障だけでなく、国際人権規約に反する』との抗議声明を発表し、「声明は申さんら十八人の大学教員や弁護士が呼び掛け、東京大大学院の高橋哲哉教授(哲学)、小林節慶応大名誉教授(憲法学)、伊藤真弁護士ら約二百十人が賛同者に名を連ね」、「声明では、安倍政権は史上最高規模の防衛予算を支出し、その補填(ほてん)として補正予算も使っているのは、憲法の財政民主主義に反すると指摘。『主要先進国で最悪の財政状況にある日本にとって、米国の赤字解消のため借金を重ねて巨額の予算を費やすのは常軌を逸している』と批判している。一方で『政府は生活保護費の減額で予算削減を見込んでいるが、米国からの野放図な兵器購入を抑えれば必要なかった』と指摘。『社会保障や適切な生活水準の権利の実現を後退させることは、国際人権規約に反する』と

した。申さんは会見で『巨額の武器を米国の言い値でローンまで組んで買うのが問題。貧困・格差が広がっており、財政破綻しないように限られた予算をどれだけ防衛費に割くか、真剣に考えないと。中国が軍事力を増やすからと張り合えば、際限のない軍拡競争。十九世紀に逆戻りだ』と話した。』(証拠甲76号証「防衛費の膨大な増加に抗議し、教育と社会保障への優先的な公的支出を求める声明」(2018年12月20日)を読む)。(21-22頁)

以上の客観的事実が、本件「戦争法」に基づき、軍事費が増加していることは明白である。

原告準備書面(53)で述べているように、憲法9条に違反する自衛隊や日米安保条約に係る予算は、「憲法の意図する福祉・平和のためにのみ使用されることを前提」を逸脱しており、税金の違法な使用となる。

財政立憲主義の観点からは、憲法に反することに公金を支出してはならない。したがって、憲法9条や前文の趣旨から軍事費は、明確に違憲な公費の支出である。

財政立憲主義の確立は、近代的議会制の発達の主要な原動力となったものである。すなわち、イギリスでは、租税承認権をめぐる、国王に対抗する議会の権限が発展し、1215年のマグナ・カルタにおいて、国会の同意なくして国王は課税できないという原則が定められ、1689年の権利章典では、租税の徴収のみならず、その用途についても、国会の統制の下におかれるものとなった。

また、フランスにおいても、1789年の人権宣言において、「すべての市民は、自身でまたはその代表者により公の租税の必要性を認識し、これを自由に承諾し、その用途を追求し、かつその数額・基礎・徴収および存続期間を規定する権利を有する」(14条)と規定している。

さらに、アメリカにおいても、「代表なければ課税なし」のスローガンにみられるように、イギリス本国による一方的課税が独立革命をひきおこす源になったとされている。(衆議院憲法調査会事務局が作成(2003年6月)した『「財政(特に、会計検査制度と国会との関係(両院制を含む)を中心として)」に関する基礎的資料』より)

少なくとも、本件「戦争法」は、軍事費を増加させ、「憲法の意図する福祉・平和のためにのみ使用される」予算を削っている。それは、本件「戦争法」により、権利侵害による精神的な苦痛にとどまらず、具体的な損害を被っているということである。つまり、被告らの本件「戦争法」の立法化による軍事費の増加は、主権者(原告らを含む)の生存権、人格権、平和的生存権などを侵害している。それは、明らかに国賠法上の違法に該当する。

4 内部告白をした一審自衛隊(国)指定代理人の三等海佐

原告準備書面(30)の11頁ないし21頁で述べたが、『自衛隊の闇 護衛艦「たちかぜ」いじめ自殺事件の真実を追って』(大島千佳著 NNNドキュメント取材班 河出書房新社 2016年。以下『自衛隊の闇』という。)によると、「海上自衛隊の護衛艦『たちかぜ』の隊員のT一等海士(以下「T」という。)は、遺書を残し自殺。遺書には、同艦隊員のS二等海曹(以下「S」という。)のいじめを示唆するものが書かれていた。」、この刑事裁判判決後に、自衛隊は、「一般事故調査結果(護衛艦『たちかぜ』の服務事故)と題する報告書(以下これを「報告書」という。)をまとめ、Sの暴行・恐喝行為について、隊員に直筆の『艦内生活実態アンケート』調査し、合わせて面接調査をして、その調査結果をまとめた」が、国は、この事件の遺族による国賠訴訟において、この「アンケートは一般事故調査結果の完成と同時に破棄した」と説明したが、一審自衛隊(国)指定代理人の三等海佐(海上幕僚監部法務室勤務。以下「三佐」という。)は、訴訟準備の資料集めの際に、「アンケート」が破棄されず、存在していることを発見。三佐は、国防を担う自衛隊に誇りを持ち自衛官となり、その自衛隊に強い愛着を持ち、ゆえに、自衛隊の不正義に悩み、そして、自衛隊の不正義を正すために、「アンケート」が破棄されず、存在していることを法廷で証言(内部告発)し、高裁判決は、この証言証拠などに基づき、SのTへのいじめ(暴行・恐喝)を理由にし、「S及び上司職員らは、Tの自殺を予見することが可能であったと認めるのが相当である」と自衛隊(国)に約7300万円の賠償命令を下し、さらには、自衛隊の文書隠蔽疑惑について、「横須賀地方総監部監察官が本件アンケートを保管しながら、本件開示対象文書の特定の手続きにおいて、これを特定せず隠匿した行為は、違法というべきである」と20万円を原告ら(控訴人ら)に対して支払いを命じたとの事件を取り上げた。

「三佐は、破棄したとされるアンケートを出すように上官に何度も進言し、自衛隊内で手を尽くした。しかし、努力は実を結ばなかった。万策尽きた三佐は、最後の手段に出る。控訴審の最中、裁判所に陳述書を提出し」、国がアンケートを隠蔽したことを証言した。三佐は、「私は、組織のために働いているわけではありません。国民のために働いているつもりなので、私のしたことに矛盾はないと思っています」と答えている。これは、「上位者からの命令」であっても、「理不尽な命令には服従しない」との人間としての理性と良心に基づく選択である。しかしこのような選択は、容易ではなく、多くの困難が伴うであろう。したがって、自問自答、葛藤を経ての選択である。

つまり、「国民全体の奉仕者である」と規定の背景には、過去の忌まわしい侵略戦争に盲目的に参加してきた苦い歴史があり、故に、困難であっても、「上位者からの命令が違法行為や人間の尊厳を侵害する内容であるなら、それに服従しないという選択肢を自覚的に持たなくてはならない」ことを述べた。

三佐のこの行動に、次のような残されたかすかな希望を感じる。

結語(残されている希望を切り開くための実行を)

先の憲法の基本理念、さらには、吉田首相(当時)の答弁、さらには、『あたらしい憲法のはなし』が示した地点から、日本社会はかけ離れたところまで来てしまっている。この流れの行き先は……。空恐ろしい社会が、そこにある。それを回避できるかもしれないわずかな希望ないし可能性を三佐の行動は示している。

そのためには、被告国指定代理人らは、次の日本国憲法15条第2項の実行を、本件裁判官らは、次の憲法76条3項の職責を果たすことを、そして、私たち主権者は、次の憲法13条の「不断の努力」が求められている。

日本国憲法15条第2項

すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

日本国憲法76条3項

すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。

日本国憲法12条

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。

以上